

― 被害者・被告人の権利をどう守るか

刑事裁判の被害者参加と報道

刑事裁判への「被害者参加制度」などを盛り込んだ刑事訴訟法改正案が6月、可決・成立しました。この制度は、「裁判員制度の対象となる重大犯罪」で、被害者や遺族が刑事裁判に参加し、証人・被告人に尋問したり、検察官とは別に求刑・意見陳述したりできるようにするものです。「加害者」に対する損害賠償請求を刑事裁判で付随して行う「損害賠償命令申立制度」も同時に新設されました。

メディアはこの制度を「ようやく被害者の裁判参加が実現した」などと肯定的に報道しました。しかし、日本の刑事裁判のあり方を大きく転換するこの制度は、果たして十分な議論・審議を尽くし、幅広い「国民的合意」を得られたものといえるでしょうか。

この間、日弁連など司法関係者の間からは「被告人＝犯人を前提とした被害者の裁判参加は、法廷を復讐・仇討ちの場にし、重罰化に利用されかねない」といった深刻な懸念・批判が出ました。また、当事者である被害者の間からも「被害者が真に救われる制度とは思えない。かえって被害者の負担を重くする」など、再検討を求める意見が出されました。

しかし、そうした批判・疑問の声は、「厳罰を求める被害者の声」ばかり増幅して伝える報道にかき消され、ほとんど議論もないまま、法案は「超スピード成立」しました。

被害者参加制度は、2009年の裁判員制度実施に先駆けてスタートするとのこと。このままでは、二つの制度があいまって、法廷が「メディアの犯人断定報道を追認し、無罪を推定される被告人を糾弾する不当な報復・リンチの場」になりかねません。

シンポジウムでは、「被害者が真に救われる制度を」と訴える被害者、「刑事裁判の根幹にかかわる重大な危機」ととらえる弁護士、諸外国の被害者参加制度を比較研究されてきた刑事訴訟研究者から、今回の「被害者参加制度」について問題提起していただき、制度の運用に大きな影響を与える報道のあり方も含めて、討論したいと考えています。

11月17日(土)

午後1時半～5時

場所：水道橋・東京学院
(裏面の地図参照)

資料代500円
(申し込みは当日会場で)

【報告者・パネリスト】

- ◆被害者と司法を考える会・代表 片山 徒有 さん
- ◆弁護士(東京弁護士会) 山下 幸夫 さん
- ◆博士研究員

(龍谷大学矯正・保護研究センター) 吉村 真性 さん

【司 会】人権と報道・連絡会世話人 山口 正紀
連絡先TEL 03(3328)7609 山際

主催：人権と報道・連絡会

